



2026年3月31日

各 位

会社名 株式会社しずおかフィナンシャルグループ  
代表者名 取締役社長 柴田 久  
(コード番号 5831 東証プライム)  
問合せ先 経営企画部長 松下 英人  
(TEL 054-261-3111)

従業員向けインセンティブ・プラン (RS 信託) に係る自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて本日決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年5月19日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 550,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,637.5 円
(4) 処 分 総 額	1,450,625,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社 (信託口) (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行 (信託口))
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社及び子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とする従業員向けインセンティブ・プラン (RS 信託)（以下、「本制度」といいます。）を一部変更の上、継続することといたしました。

本制度の概要につきましては、2024年3月26日付「従業員向けインセンティブ・プラン (RS 信託) の導入及びRS 信託における株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定済みである信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社 (信託口) (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)) に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度運用のために当社が制定し、一部変更した株式交付規程に基づき、延長した信託期間中の従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年12月31日現在の発行済株式総数 580,129,069 株に対し、0.09% (2025年12月31日現

在の総議決権個数 5,421,552 個に対する割合 0.10%。いずれも、小数点以下第 3 位を四捨五入) となります。

当社としましては、本制度は従業員の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	2024 年 5 月 13 日
信託の期間 (継続後)	2024 年 5 月 13 日～2029 年 5 月末日 (予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 3 月 30 日 (取締役会決議日の直前営業日) の東京証券取引所における終値である 2,637.5 円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、上記処分価額につきましては、当社監査等委員会 (4 名にて構成。うち 3 名は社外取締役) が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

以 上